

船舶事故調査報告書

令和元年8月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成30年8月5日 11時01分ごろ
発生場所	広島県 <sup>はつかいち</sup> 廿日市市宮島南方の砂浜 御山 <sup>みせん</sup> 二等三角点から真方位113°1海里付近 (概位 北緯34°16.4′ 東経132°20.3′)
事故の概要	水上オートバイ <sup>ウルトラ</sup> ULTRA250 <sup>エックス</sup> Xは、浮体をえい航して右旋回中、浮体が錨泊中の水上オートバイ船名不詳に接触し、浮体の搭乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	平成30年9月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ ULTRA250X、0.1トン 270-46419広島、個人所有 B 水上オートバイ 船名不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型
負傷者	A 負傷 1人（浮体の搭乗者） B なし
損傷	不明
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、搭乗者2人を乗せた浮体（以下「本件浮体」という。）をえい航して右旋回中、本件浮体が錨泊中のB船に接触し、搭乗者1人が負傷した。
分析	A船は、本件浮体をえい航して右旋回中、本件浮体が錨泊中のB船に接触し、搭乗者1人が負傷した可能性があると考えられるが、船長Aから情報が得られなかったため、接触及び負傷に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、A船が、本件浮体をえい航して右旋回中、本件浮体が錨泊中のB船に接触したことにより発生した可能性があると考えられる。